

《鳴門市農業委員会 12月総会 議事録》

開催日時 令和3年12月17日(金) 午後2時

開催場所 鳴門市消防庁舎3階会議室

出席委員 1番 石園 順市 2番 稲木 伸顕 4番 大西 善郎
5番 小川 佳 7番 高田 吉敏 8番 竹村 昇
9番 谷口 清美 10番 中井 弘 11番 濱堀 秀規
12番 林 恭子 13番 林 博子 14番 平瀬 惣一
16番 藤江 厚子 17番 藤本 詳治 18番 増金 義文
20番 向 栄治

欠席委員 3番 井上 富夫 6番 里見 廣治 19番 松浦 秀樹

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)

所有権移転 1件

利用権設定 107件

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 7件

②農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 2件

③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法) 2件

④農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借解約) 1件

⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(現存小作地の合意解約) 1件

⑥使用貸借解約について 1件

⑦非農地証明願について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和3年12月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数19名の内、出席委員16名、欠席委員3名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立している
ことをご報告いたします。
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の議事録署名人は、2番 稲木委員、5番 小川委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入
ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >

| | |
|-------|------|
| 所有権移転 | 1件 |
| 利用権設定 | 107件 |

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
ご質問・ご意見等はないようでございますので、採決いたします。
『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。
次に『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件>

- ・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小川委員 5番。譲受人は現在、瀬戸町で水稻を栽培している農家です。
申請地についてはこれまで玉ねぎ、じゃがいもを栽培しており、取得後も玉ねぎ、じゃがいもを栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小川委員 5番。借人は現在、瀬戸町で水稻を栽培している農家です。
申請地については現在も水稻が作付されており、今後も継続して栽培を行う計画となっております。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので申請番号2番については原案どおり許可といたします。
以上で議案第2号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんご意見お願いいたします。

高田委員

3番。申請地は、里浦小学校から北北西に位置する農地です。

申請人は、現在の住まいが老朽化のため不便になってきたことから、農業用倉庫に隣接し、かつ、母親に介護が必要になった時にも便利である申請地に、夫婦で暮らす住居を新築することを決め、今回の申請となりました。

事業計画では、整地を行い、既設の石積み等で土留すると共に、雨水については最終柵(ます)に泥溜を設けて土砂の流出を防ぐことで被害防除を図ります。生活排水は合併浄化槽にて適正に処理し、地先水路に放流する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、里浦小学校から北北西へ約800mに位置しており、周囲を宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

申請人は、現在の住まいが老朽化のため利用上不便を生じてきたことから、農業用倉庫に隣接し作業効率の面で最適であり、かつ、住み慣れた現在の住まいに残る母親が介護を要するようになった時にも便利である申請地に、夫婦で暮らす住居を新築することを決め、今回の申請となりました。

事業計画では、最大20cm程度の盛土を伴う整地を行い、既設のコンクリート壁や石積みにて土留すると共に、雨水については最終柵に泥溜を設けて土砂の流出を防ぐことで被害防除を図ります。生活排水は合併浄化槽にて適正に処理し、地先水路に放流する計画で、里浦土地改良区の同意を得ています。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認いたします。

以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<4. 農地法第5条の規定による許可申請について 3件>

・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番から3番について、地元委員さんご意見お願いいたします。

小川委員 5番。申請地は、瀬戸小学校から北東に位置する農地です。
貸人は、近年は耕作しておらず、後継者も居ないため、申請地の維持管理に困っていました。この度、陸上での海苔の養殖事業を計画していた借人との間で申請地を貸し付ける話がまとまり、今回の申請となりました。
事業計画では、盛土は行わず、大部分をアスファルトで舗装するとともに、周囲をフェンスで囲います。
また、養殖用に取水するため敷地内に井戸を掘ります。
排水については、小鳴門海峡へ放流することについて北泊漁協と堂浦漁協の同意を得ていますので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、瀬戸小学校から小鳴門海峡を隔てて北東へ約400mに位置しており、周囲を住宅や港に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。
貸人は、近年は耕作しておらず後継者も居ないため、申請地の維持管理に困っていました。
この度、陸上での海苔の養殖事業を計画していた借人との間で申請地を貸し付ける話がまとまり、今回の申請となりました。
事業計画では、盛土は行わず、網やロープなどの資材置きスペースは整地のみ行い、養殖用の水槽を設置する場所はアスファルトで舗装するとともに周囲をフェンスで囲います。
水槽にはフレームプールを使用し、大きさの異なる3種類の水槽を計81個設置します。敷地はすべて露地で、倉庫や管理棟等の建築物は設置しません。
また、養殖用に取水するため敷地内に井戸を掘ります。排水については側溝と集水柵を新設し、小鳴門海峡へ放流します。地元水利組合はありませんが、排水について北泊漁協と堂浦漁協の同意を得ています。
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではおはかりいたします。申請番号1番から3番について、承認することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番から3番については原案通り承認いたします。
以上で、『議案第4号』については、全てご審議いただきました。

次に、『議案第5号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 5. 報告事項 15件 >

- | | |
|------------------------------------|----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 7件 |
| ②農地法第5条第1項第7号の規定による届出について | 2件 |
| ③農地法18条第6項の規定による通知について（経営基盤法） | 2件 |
| ④農地法18条第6項の規定による通知について（賃貸借解約） | 1件 |
| ⑤農地法18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約） | 1件 |
| ⑥使用貸借解約について | 1件 |
| ⑦非農地証明願について | 1件 |

谷口会長

ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問ございませんか。

無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。事務局、何かありますか。

事務局副課長

特にありません。

谷口会長

それでは、これをもちまして令和3年12月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時31分

令和3年12月17日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 稲 木 伸 顕

議事録署名者 小 川 佳